

道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事について、次により制限付一般競争入札を行いますので、道央廃棄物処理組合契約規則（平成26年規則第15号）第4条の規定に基づき、公告します。

令和元年6月7日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

1 入札対象工事

- (1) 工事名 道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事
- (2) 工事場所 千歳市根志越2532-11、2533-1、2534-1
- (3) 工事概要 道央廃棄物処理組合が設置する廃棄物処理施設の設計及び施工
- (4) 工期 契約締結日から令和6年7月31日まで
- (5) 予定価格 15,730,000,000円（入札書比較価格14,300,000,000円）
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

入札参加者は、道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱に基づく共同企業体とし、資格審査申請書類の提出日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 入札参加者の構成

入札参加者は、プラントの建設工事を行う企業と、建築物の建設工事を行う共同企業体（甲型）で構成する共同企業体（全体JV（乙型））とし、構成員の数は5社までとする。なお、建築物の建設工事を行う共同企業体（土木・建築JV（甲型））については、地元企業が1者以上含まれていなければならない。

(2) 入札参加者の要件

- ア 入札参加者は、全体JV代表企業を代表者として、応募手続き等を行う者として定める。
- イ 入札参加者は、応募にあたり、参加者を明らかにするとともに、それぞれが本工事の遂行上果たす役割及び体制（全体JV代表企業、全体JV構成員、土木・建築JV代表企業、土木・建築JV構成員）等を明らかにする。
- ウ 参加者の役割及び体制の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りでない。

(3) 共通の参加資格要件

全ての入札参加者の全体JV代表企業、全体JV構成員は、構成市町の平成31年度における競争入札参加資格者名簿等に登録されている者で以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 道央廃棄物処理組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日管理者決裁）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- オ 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。

(ア) 株式会社ドーコン（発注支援業務受託者）

なお、「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の10分の2を超える株式を有する、又は、その資金の総額の10分の2を出資している者をいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(4) 本施設のプラントの設計・建設工事を行う企業の参加資格要件

本施設のプラントの設計・建設工事を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ア 構成市町の平成31年度における競争入札参加資格者名簿等の清掃施設工事の区分に登録されていること。
- イ 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を3年以上受けていること。
- ウ ダイオキシン類の排出規制が強化された平成14年12月以降において、以下の条件をすべて満たす地方公共団体、公共法人及び公益法人が発注した新設の一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体での受注でも可とする。）での納入実績があり、令和元年5月末において1年以上の稼働実績があること。
 - (ア) 施設規模が1炉当たり79t/日以上で複数炉で構成されているもの。
 - (イ) 焼却方式が全連続燃焼式ストーカ方式であるもの。
 - (ウ) 発電設備を有しているもの。
- エ 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を本建設工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(5) 本施設の建築物等の土木・建設工事を行う共同企業体（甲型）の参加資格要件

本施設の建築物等の土木・建設工事を行う共同企業体（甲型）は、以下の要件を満たすものとする。

- ア 土木・建築JV代表企業及び土木・建築JV構成員は、建設業法の土木一式工事、建築一式工事に係る特定建設業の許可を3年以上受けていること。
- イ 土木・建築JV構成員のうち、地元企業は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」若しくは「建築一式工事」に係る総合評定値が800点以上であること。なお、地元企業とは、構成市町内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者をいう。
- ウ 土木・建築JV代表企業若しくは地元企業以外の土木・建築JV構成員は、以下の要件のどちらかを満たすこと。
 - (ア) 次の者がそれぞれ1者以上いること。
 - a 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」の総合評定値が1,100点以上の者

b 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、「建築一式工事」の総合評定値が1,100点以上の者

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、「土木一式工事」かつ「建築一式工事」の総合評定値が各1,100点以上の者がいること。

エ 土木・建築JV代表企業は、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を本建設工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。

オ 土木・建築JV構成員は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者（建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第352号）ニの表の下欄に掲げる者をいう。）を本建設工事の現場に専任で配置できること。また、主任技術者は、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、現場に専任で配置する期間について、工事現場が不稼働であることが明確な期間、又は工場制作のみが稼働している期間が、本組合と受注者の間で書面により明確となっている場合はこの限りでない。

(6) その他

ア 入札参加者の全体JV代表企業、全体JV構成員のいずれかが、他の入札参加者の全体JV代表企業、全体JV構成員になることは認めない。ただし、契約締結後に選定されなかった入札参加者の全体JV代表企業を除く全体JV構成員が、建設事業者の設計・施工業務を支援し、又は協力することは可能とする。

イ 入札参加者の全体JV代表企業、全体JV構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の全体JV代表企業、全体JV構成員になることは認めない。なお、資本関係のある者、人的関係のある者は次に示すとおりである。

(7) 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 同一入札参加者が、複数の提案を行うことは認めない。

エ 株式会社ドーコン（発注支援業務受託者）を、入札参加者及び下請企業に見込まないものとする。

3 入札参加資格審査申請

(1) 特定共同企業体の入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書（いずれも道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱指定様式、以下「申請書」という。）により申請すること。

(2) 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告日から令和元年6月28日（金）まで

土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

道央廃棄物処理組合事務局総務課

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp

(3) 提出場所へ持参することとし、その他の方法は認めない。また、持参にあたっては、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の17時までに電話連絡し、提出するための事前予約を行うこと。

(4) 期限までに申請書の提出のない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

(5) 本組合は、資格審査申請書類を提出した入札参加者に対し、個別に参加資格審査結

果を通知するとともに、参加資格を有すると認められた者には、制限付一般競争入札参加資格証明書を交付する。

ア 通知期限

令和元年7月8日（月）

イ 通知方法

本組合より審査結果を郵送する。

4 入札説明書類の公表

(1) 入札説明書類を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和元年6月7日（金）

イ 入札説明書類の公表及び配布

入札説明書類は次に示す本組合ホームページで公表する。

<http://www.douou53kumiai.jp>

なお、入札説明書類の内、発注仕様書については、道央廃棄物処理組合事務局総務課においてCD-Rにより直接配布する。配布を受ける際は、来庁する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の17時までに電話連絡し、配布を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証明するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

ウ 配布期間

公表日から令和元年6月26日（水）まで

(2) 入札説明書類に対する質問がある場合は、入札説明書類に係る質問書（第1号様式）を提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月28日（金）12時まで

イ 質問の方法

電子メールにより提出すること。なお、電話、ファックス、口頭等による申込みは受け付けない。

ウ 提出先

第3項（入札参加資格審査申請）第2号の場所と同じ。

- (3) 入札説明書類の内容等に係る質問に対する回答は、本組合ホームページにて随時公表する。

ア 最終公表日

令和元年7月12日（金）

5 見積図書の提出

入札参加者は、入札説明書類の記載に従い本工事に関する見積図書を提出すること。

- (1) 提出期限

令和元年8月2日（金）17時

- (2) 提出場所

第3項（入札参加資格審査申請）第2号の場所と同じ。

- (3) 提出方法

提出場所へ持参することとし、その他の方法は認めない。また、持参にあたっては、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の17時までに電話連絡し、提出するための事前予約を行うこと。

6 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は第3項（入札参加資格審査申請）第2号の場所と同じ。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時

令和元年9月30日（月）13時30分

- (2) 場所

〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

千歳市環境センター管理棟2階 2号研修室

電話：0123-40-5300

8 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 当該入札に際しては、制限付一般競争入札参加資格証明書を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (4) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

9 低入札価格調査制度

- (1) 本入札においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し、調査基準価格を設ける。
- (2) (1)に定める調査基準価格を下回る入札が行われたときの手続は、道央廃棄物処理組合建設工事低入札価格調査制度取扱要領（平成29年2月1日制定）の規定によるものとする。

10 入札保証金

入札保証金は、免除する。

11 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、道央廃棄物処理組合契約規則第31条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

12 契約書作成の要否及び仮契約

- (1) 契約書の作成を必要とする。なお、本工事は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であることから、仮契約を締結し、道央廃棄物処理組合議会において議決された後、本契約を締結する。
- (2) 落札決定から本契約の締結までに落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 支払条件等

- (1) 前金払：有り

各会計年度の出来形部分等に対する請負代金額相当額(以下「出来形部分等予定額」という。)の4割以内で1億円を限度とする。ただし、各会計年度の出来形部分等予定額が250万円以下の場合は、支払わない。

(2) 中間前金払：無し

(3) 部分払：有り

14 工事完成保証人の要否

必要としない。

15 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、道央廃棄物処理組合契約規則第12条並びに道央廃棄物処理組合建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

16 その他

(1) 入札参加者は、道央廃棄物処理組合契約規則、道央廃棄物処理組合建設工事競争入札心得その他関係法令等を遵守すること。

(2) その他詳細不明な点については、次に照会すること。

道央廃棄物処理組合事務局 総務課

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々758番地の54

電話：0123-40-5300

E-mail：info@douou53kumiai.jp